

タントラ・ヴァールティカ聖伝章和訳研究（1）

針貝，邦生

<https://doi.org/10.15017/2328685>

出版情報：哲學年報. 33, pp.43-75, 1974-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

タントラ・ヴァールティカ

聖伝章和訳研究 (1)

針 貝 邦 生

略 号

JS: *Jaimini Sūtra* (= *Mīmāṃsā Sūtra*), Ānandāśrama Sanskrit Series No. 97, Poona 1929

ŚBh: *Śabarabhāṣya*, 版本は上に同じ。

TNV: *Tantravārttika*, A本 Ānandāśrama Sanskrit Series 本
B本 Benares Sanskrit Series 本

NS: *Nyāyasudhā*, A commentary on *Tantravārttika* by Someśvara Bhaṭṭa, Chowkhambā Sanskrit Series 1901 & ff.

聖伝 (Smṛti) 章は ミーマンサー・スートラ 第一篇第三章 (*JS Adhyāya I Pāda 3*) に位置し、35 のスートラ より成りその 論題 (*Adhikaraṇa*) は次の通りである。

- | | | | |
|-----------|-------|------|---|
| <i>JS</i> | 1-2 | 論題 1 | Smṛtiprāmāṇya Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 3 | 論題 2 | Śrutiprābalya (<i>or</i> Virodha) Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 4 | 論題 3 | Dṛṣṭamūlakasmṛti-aprāmāṇya Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 5-7 | 論題 4 | Padārthaprābalya (<i>or</i> Śiṣṭākopa) Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 8-9 | 論題 5 | Śāstraprasiddhapadārtha-prāmāṇya (<i>or</i> Yavavarāha) Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 10 | 論題 6 | Mlecchapasiddhārtha-prāmāṇya (<i>or</i> Pikanema) Adhikaraṇa |
| <i>JS</i> | 11-14 | 論題 7 | Kalpasūtra-asvataḥprāmāṇya Adhikaraṇa |

JS 15-23 論題 8 Sāmānyāśrutikalpanā (or Holākā)
Adhikaraṇa

JS 24-29 論題 9 Sādhupadaprayuktya (or Vyākaraṇa)
Adhikaraṇa

JS 30-35 論題 10 Ākṛtiśakti Adhikaraṇa

この論題分類は *Sabarabhāṣya* に基づくものであるが、Kumārila はしばしば *Bhāṣya* の論題設定に対して批判的である。また Kumārila は *Sūtra* の解釈が許す限り *Bhāṣya* を離れて独自に論題を設定することもある。たとえば第7論題 (*Kalpasūtra Adhikaraṇa*) を仏教等の聖典批判として新たに論題を設定する如くである。すなわちこの聖伝章は非 Veda 聖典の法 (Dharma) に対する量性 (*prāmānya*; Authority) を論ずる一章であるから、仏教聖典等の非 Veda 聖典についてもこの章の中で論ぜられ得るのである。従って上の論題分類は *Sabarabhāṣya* に基づく便宜的なものと考えてよいであろう。

この聖伝章に対する *Tantravārttika* は *Smṛticaraṇavārttika* とも呼ばれ、*Nyāyasudhā* はこれを前半 (*Pūrvārḍha*) と後半 (*Uttarārḍha*) に分っている。前半は第8論題までであり、事実前半と後半は内容上かなり趣きを異にする。ただし、この論題までの前半に含まれるものの考察対象は法典・慣習等の主として行為に関係するのに対し、後半の主題は言語に関係するからであろう。

本稿は第1論題の中心的部分の和訳研究を目的とし、次稿において第1論題の完結を期する予定である。

Tantravārttika は *Sabarabhāṣya* に対する批評的註釈書という性質のものであるから、本稿では *Jaimini Sūtra* と *Sabarabhāṣya* の和訳を試みた後 *Tantravārttika* の和訳を示した。*Tantravārttika* の和訳の番号は便宜的に筆者が付したものである。

**JS I. 3. 1 dharmasya śabdāmūlatvādaśabdamanapekṣaṃ syāt
(Pūrvapakṣa)**

法は (Veda の) 言葉に基づくが故に (Veda の) 言葉ではないもの
(たる Smṛti) は (法に対して) 関りのないものであろう。

ŚBh ad JS I. 3. 1 (Pūrvapakṣa)

以上のように先ず一切の Veda の (法に対する) 量性が述べられた。さて今度は Veda の言葉をわれわれが認得せず、また「このようにこの事柄はこの目的のために実行されるべきである」と人々が記憶している (= Smṛti に述べられている) 場合 (の法に対する量性) を考察しよう。例えば、

- (a) 「Aṣṭakā [冬期 (Hemanta と Śisīra) 満月後第8日の祖霊祭] が為さるべきである。(aṣṭakāḥ kartavyāḥ)」
- (b) 「師は従わらるべきである。(gururanugantavyāḥ)」
- (c) 「水溜めが掘らるべきである。(taḍāgaṃ khanitavam)」
- (d) 「(旅人用の) 水飲み場が作らるべきである。(prapā pravartayitavyā)」
- (e) 「髪房を整える行為が為さるべきである。(śikhākarma kartavyam)」

等 (の Smṛti の規定が考察の対象である²⁾)。

それに対して (Pūrvapakṣa が) 述べられる。「法は (Veda の) 言葉に基づくが故に (Veda の) 言葉でないものは (法に対して) 関りのないものであろう (JS I. 3. 1)」と。法とは (Veda の) 言葉の対象である、とすでに述べられた。“codanākṣaṇo 'rtho dharmāḥ (JS I. 1. 2)” 「Veda の教令によって示される対象が法である」と。それ故 (Smṛti には Veda の言葉という) 根拠がないから無視さるべきである、と (というのが Pūrvapakṣa の主張である)。

〔反論〕この行為はこのように為さるべきである、と知っていた人達(=Smṛtiの作者達)は、なにゆえにこのことは為さるべきではない、と主張するであろうか²⁾?

〔答〕(問題となっている行為に関する)想起が不可能であるから(Smṛtiの作者が誤ったことを言うのである)。すなわち、経験されず直接 Veda に述べられていないことが想起されることはない。またこの Veda に属することでもなく世間に属することでもないものの想起は不可能である。なぜなら(想起の根拠となる)前知(pūrvavijñāna)の原因が存在しないからである³⁾。(その場合の想起を譬喩で示せば次のようなことであろう。)ある石女がいて、「これは私の娘の子が作ったものだ」と想起したとする、しかし「私には娘はいない」と(彼女は)考えてからその(初めに想起された)知が正しいものであるとは決して理解しないであろう⁴⁾。

〔反論〕たとえそうであっても(Vedaの場合)伝統によって断絶がないということに基づいて、これは Veda である、というこれらの人々の想起が量である(と考える)のと同様に、これ(Aṣṭakā等)もまた量となるであろう⁵⁾。

〔答〕そうではない。なぜなら(Vedaの場合には)テキスト(grantha)は直接に認得されるから、前知が不可能ということはないからである。しかし不可見の効果をもつものである Aṣṭakā 等の場合には前知の原因が存在しないが故に錯乱の記憶であると理解される。譬えて言えば、ある生れながらの盲人が「私はこの特定の色を記憶している」と言うとする。「どこからあなたの前の知は(生じたのですか)?」と問われたその盲人は、他の生れながらの盲人を(その前知の根拠として)指し示すであろう。「その人の(前の知は)どこからですか?」(と問われるときらに)「別の盲人から」と(答えるであろう)。このようにして生来の盲人の連続(に基づく色の認識)がある(と主張する)としても知性ある人々はそれが正しく見られたものであるとは理解しないであろう。

それ故そのようなもの(である Smṛti)は尊重さるべきではない。(法に
対して)関りのないものであろう(と Pūrvapakṣa は結論する)。

1) これらの Viśaya-vākya (考察対象の例文)は特定の Smṛti 文献からの直接の引用ではなく、Smṛti の規定内容を一般化して述べているに過ぎない。Cf. D. V. Garge, *Citations in Śābara-Bhāṣya* (以下 *CŚBh*), pp. 248-9; (a) Aṣṭakā は諸 Gr̥hyasūtra (家庭経)の規定するもの。詳細については P. V. Kane, *History of Dharmasāstra* (以下 *HDhŚ*), Vol. IV, pp. 353-360; (b) については *CŚBh*, p. 249; (c) (d) については *HDhŚ*, Vol. II, pp. 889-890; (e) については *HDhŚ*, Vol. II, p. 264ff. を見よ。

- 2) この設問については *TNV* 15
- 3) この答えについては *TNV* 16
- 4) この譬喩については *TNV* 17
- 5) この反論については *TNV* 18

TNV ad JS I. 3. 1 (Pūrvapakṣa)

1 以上のように Vidhi (儀軌), Arthavāda (釈義), Mantra (真言), Nāmadheya¹⁾ (祭名)より成る Veda の法に対する適用が証明された。これから人の手になり記憶されている事柄である限りのマヌ等によって²⁾著わされた作品たる Smṛti (聖伝), および(作品として)表わされていない Ācāra³⁾ (慣行)に対して疑議がなされる⁴⁾。

その場合何らかのものが例出されて考察が行なわれるべきであるからマヌ等に基づきその著作中にある Aṣṭakā 等の記憶が量・非量の考察の対象として(Śābara によって)例出されている⁵⁾。

1) India Office Library の *TNV* 写本には nāmadheya の語は欠けている(cf. Catalogue of the Sanskrit Manuscripts in the Library of the India Office, Part IV, p. 684). Nāmadheya の考察はこの Smṛti Pāda より後の第4 Pāda (*JS I. 4 Pāda*)でなされるから、この場合 nāmadheya という語はない方がよいと思われる。Vidhi は第1 Pāda, Arthavāda と Mantra は第

2 Pāda で考察された。

2) Kumārila が Smṛti の名でこの章で意識しているのは特に *Manusmṛti* である。Gautama, Vasiṣṭha, Śaṅkhalikhita, Hārīta, Āpastamba, Baudhāyana 等の法典 (Dharmaśāstra) は各 Veda の学派 (śākhā) の中でのみ受け入れられている、と Kumārila は第 8 論題で述べている。Cf. *TNV A* 本 pp. 243-244, B本 p. 179, また Kumārila と *Manusmṛti* との特殊な関係については、P. V. Kane, *Tantravārtika and Dharmaśāstra Literature*, *JBBRAS* 1925 の pp. 98-100 を見よ。

3) 法源の一つとして *Manusmṛti* II, 6 等に出る sadācāra (善人の慣行) については *JS I. 3. 7* に対する Vārttika で特に一論題を Kumārila は設定して詳しく論じている。

4), 5) はそれぞれ Saṅgati, Viśaya に相当する。以下 2, 3 ff. で Saṁśaya と Pūrvapakṣa が述べられる。結局 Pūrvapakṣa Sūtra の下で論題の考察次第の五支分 (pañca-avayava) の中の前四 (Saṅgati, Viśaya, Saṁśaya, Pūrvapakṣa) が表明されることになる。Saṅgati が五支分の冒頭にあることについては Maṅḍanamīśra の *Mīmāṃsānūkramanikā* に対する Jhā の註釈 (Chokhambā Sanskrit Series No. 377) を見よ。

2 疑惑の原因が表明される。

(Smṛti は) 他の (量) に依存するものであるがゆえに、自体的にこれらが量であるという確定はない。しかし (Smṛti には) 量性がないと考えることは (世間の人々によって Smṛti が量であると認められていることの) 確固たることによって排斥される。

(上の詩を説明する。) マヌ等の言辞は記憶に依存し、また記憶は根拠となる量に依存するものであるから (Smṛti の) 一つにも Veda のように無依存の量性の決定がない。しかし Veda を知る人々によって (Veda との) 差別なく (Smṛti の) 断絶なき伝統が確固として保持されているのであるから、(Smṛti は) 非量であると決めることはできない。それ故疑惑が生ずるのは妥当である。

3 そこで Pūrvapakṣa は「これら (Smṛti) に量性があることは期待されるべきではない。」と (主張する)。何となれば、

前知 (pūrvaviñāna) を対象とする知が想起¹⁾であると言われる。前知なしにはその量性は確定されない。

1) Skt. smṛti は文脈によって「記憶」「想起」の訳語を与えた。聖伝文献を意味する時は Smṛti とした。

4 すなわち、あらゆる想起は対象が現量等によって理解されている時、それと相を同じくして生ずるもので意味を確かにする¹⁾。すなわち、この場合 Aṣṭakā 等 (Smṛti の規定) の天界等の目的と手段との関係を現量等 (の世間的な認識手段) は把えない、ということはすでに証明されたことである²⁾。

1) Skt. arthaṃ samarthayanti は意味不明瞭, Jhā は “strengthen the idea (of the object cognised)” と訳している。

2) Ślokaṅvārttika ad JS I. 1, 2 を念頭においた主張である。結果が超感性的 (不可見 adṛṣṭa) である法 (Dharma) に関してその目的 (sādhyā) と手段 (sādhana) の関係を把握せしめるのは Veda の言葉 (śabda) による以外はない。しかし Aṣṭakā 等 Smṛti の規定に対してはその Veda の言葉が得られないことが以下現量 (pratyakṣa) ・比量 (anumāna) ・聖教量 (āgama) ・譬喩量 (upamāna) ・想定量 (arthāpatti) ・不認得量 (anupalabdhi) によって説かれる。

5 Agnihotra 等 (Śruti に基づく規定) の場合には (Veda の) 言葉が現量によって (即ち直接聴くことによって) 認得されるが、それと同様には (Aṣṭakā 等の Smṛti の規定に対してその根拠となる) Mantra¹⁾ は認得されない。

1) Mantra によって Veda 一般を表現しているのか明確ではない。Mantra の証相 (līṅga 「語意」) が Smṛti の根拠となる Vidhi の存在を推量せしめることを考慮しているのかもしれない。Cf. ŚBh ad JS I. 3. 2 (Siddhānta) 和訳

6 (Smṛti の根拠となる Veda の) 言葉が現量によって得られない時、(根拠である Veda の言葉が) 存在する、と想定する¹⁾ことは、(Smṛti が) 法である、と想定するよりもかけ離れた想定であろう。

すなわち (Veda の) 言葉の唯一の量は現量である。もし Veda の言葉が現量によって理解されずとも「存在する」と主張されるならば (その Smṛti は Veda の言葉という) 量を有しない法であると同議される方がましである²⁾、と (いうのが上の詩の意味である)。

1) Skt. *pramāṇa* これについて NS は “*pramāṇasabdena bhāvavyutpattya kalpanamabhipretam*” と述べている。

2) 存在しない *sabda* を想定してその後その *sabda* に基づいて法であることを想定するという複雑な想定のプロセスよりも、最初から法であることを想定した方が簡潔であるという想定のプロセスに関する *lāghava/gaurava* 論。

7 Aṣṭakā の (根拠となる) Śruti を想定する場合、比量も (妥当な量となりえ) ない。なぜなら Smṛti はそれ (Śruti) によって遍充されていないし、あるいは他の比量に導くもの (*anumāpaka=liṅga*) はないからである。

あたかも法に対する関係が見られないことによって如何なる証相も可能ではない¹⁾ のと同様に、Aṣṭakā 等の (根拠となる) Śruti (を想定する時) にも (比量を成立たしめる証相はありえない)。

1) *Ślokaṅvārttika* ad JS I. 1. 4 verse 96
pratyakṣeṇa gṛhitvā ca liṅgādyanyatamaṃ dhruvam /
pravṛttiranumānāderna ca dharme 'sti tādrśam //

8 あるいは聖教 (āgama)——常住なもの (*nitya*) であれ作られたもの (*kṛtaka*) であれ——によってそれ (Smṛti の根拠となる Veda の言葉) が知られることはない。作られたものに対する信頼はない。常住なものは (それ自体常住ではない Smṛti に対しては) 決して妥当とされない。

たとえ Aṣṭakā 等の Smṛti は (聴覚という) 感官に関わるものであるから人の作った聖教によって理解されることは可能であるとしても、それは欺くことが最も多いから、信頼できない言辞を弄する人間において確定さ

れることがない。なぜなら聖教に属さないことを聖教に属するものと附託して表明するある人達が今日でも見られるからである。それ故マヌ等によっても Aṣṭakā の(根拠となる) Śruti が得られた上で Veda に基づくものであることが自分の著作で宣言されているのか、あるいは(Śruti が) 認得されずに信用されるに足る文章であることが意図されたのか、というように悪しき人によって心が迷わされた人達には疑惑が生ずる。その事実だけによっても(Smṛti の) 量性は損われる。

(上の詩の「常住な聖教は妥当とされず」を次に説明する。)

9 常住な言説¹⁾にとっては有始の記憶に基づくものを示すことに対しては作用することがない。また Mantra の証相は自ら(Smṛti の) 根拠たることを示さない。何故なら(Mantra には) 規定的要素が欠けているからである。また(Mantra は) 論理によって到達されるような他の根拠を示すこともない。何故なら(Mantra の) 目的とすること²⁾は(祭式執行に関係した事柄を想起せしめることにあり、何らかの根拠を示すこととは) 別のことであるから。さらにすべての Smṛti 作者にとって(その規定に) 矛盾がないということはない。その理由は、Śruti に基づくと主張しながらも、その Śruti は人の作った聖教を介して得られたものだからであろう³⁾。

1) Skt. nitya vacana, Jhā は “the Veda itself” の意味とする。

2) Bhāṭṭa 派が標榜する Mantra の意義については拙稿「Mantra の機能について」(印仏研21巻2号)を参照のこと。

3) Skt. yena pauraṣeyāgamabalādupalabdhapūrvaśrutimūlatvaṃ syāt Jhā 訳 “and hence on the mere strength of human assertions, we cannot accept the Smṛtis to be based upon previously cognised Vedic texts” は誤訳であろう。

10 またかれら(Smṛti 作者達)によって如何なる(Śruti の)文章が(Smṛti の根拠として)定められたかは知られない。Arthavāda 等の形から多く

の迷わされた人達をわれわれは見出す。

もし Vidhi の文章のみがマヌ等 (Smṛti 作者) によって得られた、というようにこのことが一方的に理解され得るとすれば、何らかの(上述した)想定は可能であろう。(しかし事實は) 今日でさえも (Vidhi の規定を称讃する等の) 他を目的とする Arthavāda 等の言説によっても迷っている人達がいる。それ故かれら(マヌ等)に対しても疑惑が生ずる。

11 また死人を証人とする言説のように、失なわれた学派 (śākhā) の Veda に (Smṛti が) 基づいていると想定する場合には気に入るものを(好むように)量となすであろう¹⁾。それ故聖教によっても根拠は認得されない。

1) この主張は23において再説される。

12 それに対して、譬喩量は対象が不可見なものである時、また類似したものが確定されていない時には決して認められない。それ故それによっても根拠となる Śruti は得られない。

13 想定量(義準量 arthāpatti)によっても何らかの根拠が得られるという主張があるが、それは(Smṛti は)量ではないという主張においても(あてはまる)。錯誤等は妨げられない(からである)。

すなわちもし Śruti を想定することなしには Smṛti が妥当とされないなら(Śruti は Smṛtiの)正しい根拠となるであろう。しかし実際には夢に基づくもの(svapnamūla)として(Smṛti は)成立する。従って(想定量によって得られる根拠の正しさは)絶対的ではないから、想定量・比量にとつて(Smṛti の根拠となる Śruti を得る)余地はない。

14 それ故に Śruti が不可得(anupalabdhi)の領域に到達される時、たとえ(Śruti とは異なった)他の諸根拠が存在するにしても(Śruti という)意図された根拠がないのであるから「根拠の欠けたもの(nirmūla)」(Bhāṣya の文)という表明がある。

(以上が Smṛti の非量性論証に関する評釈。以下 *Bhāṣya* の解釈およびその他の問題を取扱う。)

15 (Śābara は次のような反論を掲げる。)[「しかじかのことを方法とし、しかじかのことを果報とするこの行為がなされるべきである、と知っていた人達 (Smṛti の作者) は (なぜこれは為さるべきではない、と主張するであろうか?)」と。換言すれば、「このことが為さるべきである」とこのように知っている人達がいたとすれば、そのように知っていながらその人達は何故われわれを欺くために「このことは為さるべきではない」と主張するであろうか? (というのが *Bhāṣya* の意味するところである)。

〔反論〕他の人々が「為さるべし」とこのように言い、また別の人々が「為さるべきではない」と言うのではないのか²⁾?

〔答〕かれらに対しても、これはかく記憶されている、と述べられる時同様の理解が生ずるのであるから別人であることがどうしてありえようか (異なったことを言う人がいるというようなことはない)。

あるいは「この行為は為さるべきではない」と知っていたマヌ等が、なぜ誤りなくして世間を騙すために「このことが為さるべきである」と言うであろうか、と (というのが *Bhāṣya* の文の意味である)。

1) Skt. nanu ye vidurevaṃitikartavyatāka evam phalakaścāsau padārthaḥ kartavyaḥ (iti kathamiva te vadiṣyantyakartavya evāyamiti), 下線部は *Bhāṣya* 原文にはない。

2) 「為さるべし」という人と「為さるべきではない」という人とは別人ではないのか、という反論。

16 (上の反論に対して)「想起が不可能であるから」(と *Bhāṣya* の *Pūrvapakṣa* は答えている。それを以下積す。) 先ず マヌ 等より 後の 人々が 有している (*Aṣṭakā* 等の) 知は前に認識されたものではないから記憶ではない。マヌ 等にとっても、もし初めに (*Aṣṭakā* を知る) 何らかの量が可能であれば記憶があり得るであろうが、そうでなければ (記憶はマヌ等にも) ない。

17 〔問〕なぜ子あるいは娘(を例出すること)をとびこして石女の娘の子の例が出されているのか?

〔答〕位置が等しいからである。すなわち(マヌ等は石女の位置であり)マヌ等の前知は子(=石女の娘)等の位置に相当し、(マヌの)記憶は娘の子の位置に相当する。それ故に、あたかも娘の非存在を考慮して「娘の子」という記憶が錯誤であると考えるように、マヌ等によって(Aṣṭakā等に関して)現量等がありえないことを考慮してAṣṭakā等の記憶が誤りである、と考えらるべきである¹⁾。

1) この対応関係を図式的に示せば次のようになる。

石女—マヌ

娘 —マヌの(Śrutiの)現量に基づくAṣṭakāの前知

娘の子—マヌのAṣṭakāの記憶

18 「(Vedaの場合)伝統によって断絶がないということに基づいて、これはVedaである、(というこれらの人々の記憶が量であるのと同様にこれ(Smṛti)もまた量となるであろう。)」という(Bhāṣyaにおける反論)は(Smṛtiの根拠としてVedaの)文章の推量を意図することによって主張されている。しかし別の人は(Vedaの文の)意味対象(artha, 行為の自相)についての不断の記憶のことをこの(Bhāṣya)の文は述べている、と考えてさらに(Smṛti)の無根拠を説く。

Vedaはしかし(Smṛtiとは)異っており現量によって把握される。その場合人々は(ある場所にある)瓶等(を知覚して記憶する場合)のように、他人にある(Vedaの記憶)を認得して記憶する。その人達によって記憶されたものも他の人達が認得して、かれらも同様に記憶する者となる。またそれらの他の人達からも同様に(別の人達が)記憶せしめられる。それ故(Vedaの記憶の場合には)無始性がある。(すなわちVedaの場合には)一切の人々にとって自己の記憶の前に(Veda)の認得が可能であるから無根拠性はない。この場合に年長者の言説に依存するのは(Vedaという)言葉

との関係の知識のみである¹⁾。しかし Veda という言葉 (を知る) より前であっても、(Veda は他のものとは) 相を異にする別のものであり、(Veda の) 学習者に存する *R̥gveda* 等の相は他の Veda と相を異にし、また Mantra, Brāhmaṇa 等の諸相は他のものと相を異にしていることを人は認知する。またすべてこれらの (Veda の) 名前は無始 (常住) であるから、それを介してたとえ後の時であっても認得されるもの (諸 Veda) には現量性があることがすでに証せられたのである。

1) これは Veda というものである、という認識は Veda の教示者によって教えられる以外に方法がない、という意味。

19 (次に *Bhāṣya* の「しかし不可見の効果をもつ *Aṣṭakā* 等の場合には前知の原因がないから錯乱の記憶に他ならないと理解される」を釈す。) しかし (Veda と違って *Smṛti* の規定である) *Aṣṭakā* 等は他人に (その記憶が) 存していても陶工の行為におけるような何らかの知の根拠は存在しない¹⁾。すなわち、もし行為の (形態の) 自相のみが (マヌ等によって) 記憶されるとすれば、料理等 (日常的行為) のように²⁾ 他人が行ったのを目で見て人々は記憶し得るであろう。しかし (*Aṣṭakā* 等の) この場合には天界等の目的と手段との関係 (という不可見なもの) が (マヌ等によって) 記憶されているから、他人に生じつつあるものは誰かによって見られることはない。それ故盲人の連続によって (*Smṛti* の) 非量性がある。すべての人々に (*Smṛti* について) 無始の慣行に言及することによって Veda のような承認 (を得ようとする) 傾向があるから盲人の連続 (の譬喩) が提示されている。すなわち Veda の場合には量であることの無始性があるが、この場合には非量であることの (無始性がある)。いかにしてかといえば、

およそ認識の主体である生れながらの盲人は、自ら認得を有する者ではない。独立に自己によって把握されないものに対しては量性は存立しない。

Aṣṭakā 等の記憶もそのようなものである。

1) Skt. nanvaṣṭakādiṣu puruṣāntarastheṣvapi kumbhakārakriyāsviva
kiṃ cidvijñānamūlamasti. 下線部を na tu と読む。

2) Skt. yadi hi karmasvarūpamātram smaryeta tataḥ pākādi tadindri-
yairanyānanutiṣṭhato dṛṣṭvā pare smareyuḥ. 下線部を pākādivad と読む。

20 また (Smṛti の) 根拠となった codanā (Veda の教令, Vidhi) は認得されない。また (目的と手段との) 関係が (感官によって) 知られないもの (たる codanā) は推量されえない。またもし Veda に基づいて認得されて Smṛti が宣述されているとすれば、意味対象の記憶のように、これ (Veda の codanā) に基づいて認得されてマヌ等はこれを作った、というように連続して (根拠となる codanā と共に) 記憶され得るであろう。

21 次のことが主張されるかもしれない。すなわち、意味対象の記憶によって目的を得た人々にとっては根拠となる (codanā の) 記憶が無用となり無視することによって脱落してしまうのである、と。

それは正しくない。なぜなら、量性が完成されたものが忘却されることは妥当ではないからである。すなわち意味対象の記憶が自体的に量であることはありえないからである。Veda に基づく知なしに量性は決定されない、というように先ず以て了解しているすべての人々が、それを無視し得ようか。

22 マヌ等によって努力して自分の (Smṛti の) 文章が宣述されたが、何故にその努力によってその根拠たる (Veda の) codanā が手渡されなかったのか？

すなわち、もしかれら (マヌ等) によっても (Veda の) 意味対象のみが他の人々に基づいて理解され、Veda が見られたのではないとすれば、その場合にはその (マヌ等の) 先駆者達に対してもこの問が向けられる。それ故 (Smṛti は) 根拠なき伝承となるから、汝 (Siddhāntin) は無根拠性から解き放たれない。

23 しかし、もし (Smṛti が) 失われた学派の Veda に基づいていた、と想定されるならば、その場合には仏陀等の一切の記憶¹⁾もそれを介して量であることになる。またある人にとって (量となすことが) 意図されたものがあれば、その人はその失われた学派の Veda を家に託して²⁾量となすであろう。これら (Aṣṭakā 等) のことが現存する学派の Veda に含まれているとしても、マヌ等がそうしたようにすべての人達はそれ (現存する Veda) からのみ認得するであろう。また Veda の学習儀軌 (Svādhyāyādhyayanavidhi) に基づいて直接に Veda から理解するのがより妥当である。それ故 Smṛti を作製することは意義のないことになるであろう。

1) Skt. buddhādisṁṛtīnām は Jhā “the Smṛtis of the Bauddhas” のように buddhādisṁṛtīnām と改めた方が良いかもしれない。この場合の Smṛti は明らかに Smṛti 文献 (仏教の場合は仏教聖典 Āgama) を意味しているからである。

2) Skt. yasyaiva ca yadabhipretam sa eva tatpralināśākhāmastake niṣṭipya pramāṇīkuryāt. 下線部を「家に託して」と訳したが明瞭でない。

24 またマヌ等によって如何なる (Veda の) 文章からこのこと (Aṣṭakā) が表わされたのか、Vidhi を目的とするものからか、あるいは Arthavāda の相をとったものからか、ということは知られない。見よ、

いかに大きな努力をしても、暗中で摸索しては黑白の弁別にいかなる人でも決して到達することはない³⁾。

1) 色の弁別が目によってのみ可能であるように、Aṣṭakā が Veda に規定されているということは、われわれが実際に Veda にその規定を見出さないならば事実として受取られえない、という意味。

25 また (「全 Veda は法の根拠である⁴⁾。」等の) マヌ等の言辭から (Smṛti が) Veda に基づくことをわれわれは確定しない。何故ならかれらは無根拠であるにもかかわらず、欺くことなどを動機とする言説によって世間を騙すためにそのように説いているのであろうから。

それ故 (Smṛti は) 量ではない。

1) *Manu Smṛti* II. 6 “vedo 'khilo dharmamūlam” 同 II. 7 “sa sarvo 'bhihito vede” 等とある。

***JS I. 3. 2 api vā kartṛsāmānyātpramāṇamanumānaṃ*¹⁾ syāt
(Siddhānta)**

そうではない。行為者を共通にするから聖伝¹⁾ は量である。

1) *Bhāṣya* の冒頭で Śabara は *JS* の “pramāṇam anumānam” を “pramāṇam smṛtiḥ” と解釈しているから, *Sūtra* の anumānam は Smṛti と解釈してよいであろう。*Brahmasūtra* においては Śruti を pratyakṣa, Smṛti を anumāna と呼ぶ用例がある。

Brahmasūtra I-iii-28 śabda iti cennātaḥ prabhavāt *pratyakṣānumānābyām* / Śaṅkara: pratyakṣam śrutiḥ, prāmāṇyam pratyanapekṣatvāt / anumānam smṛtiḥ, prāmāṇyam prati sāpekṣatvāt //

ただし Jhā はこの *Sūtra* を “But on account of the agent being the same, the fact could be established by reasoning (Anumāna)” と訳している。

ŚBh ad JS I. 3. 2 (Siddhānta)

(*Sūtra* の) “api vā” と (いう句によって Purva-) Pakṣa が排斥される。Smṛti は量である¹⁾。それは (法についての) 認識をもたらすものである²⁾。なぜ別のものであろうか？

「Smṛti には前知がない。何故なら 前知の原因がないから³⁾。」と反論されるならば (答える)。この Smṛti (の世間の受け入れ) の堅固さに対する (あるいは、堅固さから) 原因をわれわは 推量するであろう。その原因は経験ではない。何故なら (Smṛti の規定というような不可見な事柄の性質上) 経験は不可能であるからである。すなわち、人はこの世でそのようなことを経験することはできない。また別の (以前の) 生において経験されたことは

(現在の生で) 想起されえない。しかし (Smṛti の根拠となる Veda の) テキストは推量され得る。なぜなら Smṛti と Veda に関する行為については行為者を共通にするからである。それ故 (上位) 三階級の人々の Veda との和合が妥当とされる。

〔反論〕 そのような (Smṛti の根拠となる) Veda の文章を人々は認得しないではないか⁴⁾?

〔答〕 認得されないものでも推量され得るであろう。(Smṛti 作者が基づいていた Veda の文章が) 忘却されることもありうる。

ゆえに前知は妥当とされるから、また三階級の記憶者達の (Veda の文章の) 忘却も妥当とされるから、(Veda の) 文章の推量は妥当とされる。それ故 Smṛti は量である。

Aṣṭakā に関説する証相をもつ Mantra が Veda に見られる。“yām janāḥ pratinandanti……⁵⁾” 等々である。

同様に確定された規律をもつ諸慣行には可見の効果をもつ事柄であることの故に量性がある⁶⁾。(例文 b の場合の可見の効果とは) 師に (弟子は) 従うが故に、師は喜こんで Veda を教えしむるであろう、また満足した師はテキストの不可解な箇所を解き明す論理を語るであろうと。また次のように (この慣行の基づく Śruti を) 示す。“tasmācchreyāmsaṃ pūrvam yantaṃ pāpiyānpāścādanveti⁷⁾” 「それ故に前に位置づけられた優れた者に劣った者は後から従いゆく」(*Maitrāyaṇi Saṃhitā* 3. 1. 3) と。旅人用の水飲み場と水溜めとは他人を助けるためのものであり法に役立つものではない、と理解される。(この慣行の基づく Śruti を) 次のように示す。“dhanvanniva prapā asi⁸⁾” 「(Agni よ、) 汝は砂漠における水飲み場の如し」(*R̥gveda* 10. 4. 1) と。“sthalayodakam parigṛhṇanti⁹⁾” 「土壘によってかれらは水をせき止める」(出典不明) と。(特定の) 髪房を整える行為はゴートラの標識 (のため) である。また (この慣行の基づく Śruti を) 示す。“yatra bāṇāḥ sampatanti kumārā viśikhā iva⁹⁾” 「矢が髪房なき

童子の如く落ちる所では…」と。) *R̥gveda* 6. 75. 17)

それ故可見の効果をもつ行為は、そのことの故にこそ量である。しかし不可見の効果をもつ行為に対しては Veda に属する言葉の推量がある、と (Siddhānta は主張する)。

1) smṛti「想起」は独立の量と認められるものではない (cf. *Ślokavārttika* ad JS I. 1. 5 Śabdapariccheda verse 104-106) が、ここでは Veda (=śabda), という量に基づくことによって Smṛti 文献が法に関する知を生ぜしめる原因として量となることを述べているものと解する。

2) atra bhāṣyakāreṇa pramāṇaṃ smṛtiriti sautraṃ pramāṇaśabdāṃ siddhāntapratijñānārthatvena vyākhyāya vijñānaṃ hi tatkimityanyathā bhaviṣyati (下線部 *Bhāṣya* 本文) iti karaṇavyutpannena vijñānaśabdena vijñānōtpādatvaṃ hetutvenōktam, NS, p. 121, ll. 22-25)

3) これは Pūrvapakṣa の根本主張であった。

4) Smṛti の根拠となる Veda の文章が認められない理由についての Kumārila の見解は TNV 35-37.

5) 全文は “yāṃ janāḥ pratinandanti rātridhenumivāyatim / saṃvatsarasya yā patni sā no astu sumāṅgali” 「人々が喜び迎えること従い来る牛の如き夜、一年の妻たる(夜)、(その夜が)吾らにとって至福をもたらさんことを！」 *Pāraskara Gṛhyasūtra* 3. 2. 2, *Āpastamba Mantrapāṭha* 2, 20, 2 7, *Hiranyakeṣi Gṛhyasūtra* 2, 17, 2 等に出る。*Pāraskara Gṛhyasūtra* においては「夜」は Āgrahāyaṇi 夜についての讚美である。*Atharvaveda* 3. 10. 2 では “yāṃ devāḥ prati nandanti” の形で janāḥ が devāḥ と置換された形で出るが、この場合は Ekāṣṭakā 夜についての讚美である。Cf. *Taittirīya Samhitā* 7. 4. 8. 1

6) この Śābara の見解は Kumārila の批判の対象となる。TNV 46-49

7) この部分との parallel passage である *Taittirīya Samhitā* 5. 7. 2. 3 では pūrvam yantaṃ という部分が欠けている。Śābara が Maitrāyaṇīya 派に属していたことを暗示する一例と Garge は見る。Cf. Garge, *CŚBh*, p. 19 ff., & p. 106.

8) danvann iva prapā asi tvam agna iyakṣave pūrave pratna rājan (*R̥gveda* 10. 4. 1 の後半); Sāyaṇa: yathā dhanvan dhanvani marau nirudakapradeśe prapā / prapibantyatra iti prapā / sā yathōdakapradānena janebhyah sukhadā bhavati evaṃ tvam dhanadānena tasmai sukhadātā

bhavasi.

9) yatra bāṇāḥ samṣatanti kumārā viśikhā iva, tatra no brahmanaspati-raditiḥ śarma yacchatu viśvāḥ śarma yacchatu. (*Rgveda* 6. 75. 17, *Sāmaveda* II. 9. 3. 6. 3 [Benfey's ed. p. 161]) *Taittirīya Saṃhitā* 4. 6. 4. 5 においては、iva 迄 (a, b pada) は *Rgveda* に同じであるが c, d pada は “indro nastatra vṛtrahā viśvāḥ śarma yacchatu” と改変されている。

TNV ad *JS* I. 3. 2(Siddhānta)

Śabara は *Sūtra* の anumānam という語を解釈しつつ、Smṛti の堅固さに対してその原因たる Veda の文章を推量するであろう、と述べた。しかし Smṛti にとっていかなるものとの遍充関係も見出せない時、*Sūtra* の anumāna を厳密な意味で認識手段としての比量と解することはできない。

Kumārila は *Ślokaṅkārikā* ad *JS* I. 1. 5, Arthāpatti 章 verse 87 でミーマーンサーで arthāpatti が適用される三つの場合を説き、その第一に Smṛti によって Śruti が想定される場合 arthāpatti によることが述べられている。それが具体的に *TNV* のこの Smṛti 章で説明されることになる。従って Kumārila は *Sūtra* の anumāna を arthāpatti と解釈する。Cf. *TNV* 41

26 先ずあらゆる場合に、正しい作品¹⁾であるマヌ等によって作られた諸々の Smṛti および他の学問部門 (vidyāsthāna²⁾) (の諸作品) は、それ自体の目的を果していることが認められている。またマヌ等は現存しないのであるから、かれらの認識の基盤である何らかの不可見なもの³⁾が必然的に想定されねばならない。その場合、

1) Skt. sannibandhanāḥ (smṛtayaḥ), *NS* は san (=sat) を vidyamāna 「現存する」、あるいは śobhanārtha と解し sādhu 「正しい」の意味に釈している。しかし *TNV* 29 において Kumārila はこの句を samyāñibaddhasāstra と言い換えているから san は「正しい」の意味であろう。

2) Kumārila は14あるいは18の vidyāsthāna を認めている。Cf. parami-

tānyeva hi caturdaśāṣṭādaśa vā vidyāsthānāni dharmapramāṇatvena śiṣṭaiḥ parigrhitāni veda-upaveda-aṅga-upāṅga-aṣṭādaśadharmasamhitā-pu-
rāṇaśāstra-śikṣā-daṇḍaniti-samjñakāni, *TNV*, A 本 p. 201, ll. 23-24.

3) この場合の *adrṣṭa* は行為によって生ずる不可見力の意味ではなく、*arthāpatti* によって想定さるべき所立である。Cf. *Ślokavārttika* ad *JS* I. 1. 5. *Arthāpatti* 章 verse 1.

- 27 ① (マヌ等の *Smṛti* 作者が) 誤謬 *bhrānti* (に基づいて *Smṛti* を作ったという想定), ② 個人的な直覚 *anubhava* (に基づいて *Smṛti* を作ったという想定), ③ 他人の文章 *pūṃvākya* (に基づいて *Smṛti* を作ったという想定), ④ (人を意図的に) 欺くこと *vipralambha* (のために *Smṛti* を作ったという想定), (それらの想定) よりも可見の事柄に適合する所立¹⁾ であるから, ⑤ *Veda* 教令 *codanā* (を想定すること) の方がより簡潔である。

1) 「可見の事柄に適合する所立」(Skt. *drṣṭānugūṇyasādhyā*) とは *Smṛti* が世間一般に権威として認められている事実 (= *drṣṭa*) と齟齬を生じない所立という意味である。

(このように *Smṛti* 作者の知の基盤に *codanā* を想定すべきであるという *Kumārila* の結論的主張を述べ、次に想定量 (*arthāpatti*) によって不可見な所立を想定する場合の二原則を述べる。)

- 28 不可見なものを (想定量によって) 想定する場合には,

- (a) 可見のものを妨げないもの
(b) 別の不可見なものを付着せしめないもの

そのようなものが想定されなければならない。

(以下32までこの二つの原則に基づいて *codanā* 以外の27であげられた四つの想定がいずれも *drṣṭānugūṇyasādhyā* たりえないことを説く。)

- 29 その場合先ず誤謬に基づいたという想定においては (イ) 正しく編まれた (*Smṛti*) 聖典の存在と相入れないことになる。(ロ) 一切世間に承認されている確固とした *Smṛti* の量性を無効とする。(ハ) (マヌ等の

Smṛti 作者と) 同時代¹⁾の人々によっても マヌ等の誤謬が従われていたことになる。(ニ) マヌ等にはそれ(誤謬)を排除する弁明の言辞があったことになる²⁾。

1) A本, B本いずれも idānīmtanaśca とあるが, B本はある写本に tadānīmtanaśca という variant あるを示しこれを探る。

2) smṛtigranthagrāhiṇaḥ puruṣānprati svajñānasya bhrāntasyāpi bhrāntatvaparihārōpanyāso manvādikartṛkaḥ kalpyata iti śeṣaḥ. NS, p. 122, ll. 11-13.

(イ)(ロ)は誤謬を想定すれば可見の事実との齟齬を来たすことの説明, (ハ)(ニ)はそれに伴って生ずる別の不可見な事実の想定。

30 個人的な直覚に基づいたと想定する場合にも, (イ) 先ずその直覚自体は想定さるべきものである。(ロ) 現在のすべての人間と反する(超越的)能力¹⁾を(マヌ等の Smṛti 作者に) 想定することになる。マヌ等のそれ(超能力)は一切智者説ですでに否定された²⁾。

1) 法 (Dharma) 等の感覚を超えたものを直覚しうる能力。

2) Ślokaṅkārttika ad JS I. 1. 2, verse 134 et seq.

31 他人の文章に基づく, という想定も盲人の連続の譬喩¹⁾によってすでに否定された。すなわち基盤の欠けた量が生ずることは見られない。

1) Pūrvapakṣa Bhāṣya および TNV 19

32 同様に(人)を欺く(ために Smṛti を書いたという想定の場合)にも, (イ) それ(欺く意図)の想定があり, (ロ) 欺くことを欲する目的(の想定があり), (ハ) その場合の世間の誤り(の想定があり), (ニ) それ(それが)現今まで従われてきた(という想定), 等々のこと(不可見の想定)が依存せられる。またすでに生じている確固たる信頼の量性を否定するから可見の事実との齟齬が生ずる。

(以上のように①～④の四つの想定を否定したあと *codanā* を想定するのが最も理に適っていることを次のように説く。)

33 それ故に(上の四つの想定)すべてのものよりも *codanā* を想定することが望ましい。なぜならその場合は (*Smṛti* の根拠として) それ (*codanā*) のみの不可見なるものが同意されるからである。しかし(その *codanā* を想定すれば) 大多数の人々が (*Smṛti* を権威として) 受け入れていること等他のすべての(可見の)ことは調整せられる。

マヌ等は *codanā* に基づく知を原因とするものとして可能である¹⁾。その義を (*Śabara* は) 説いている。「三階級の人々にとって *Veda* との和合が妥当とされる」と。

1) この主張について *NS* は次のように述べている。「〔反論〕 *codanā* を想定する場合、可見の事と適合する所立であること (*dr̥ṣṭānugūṇyasādhyatva*) が因 (*hetu*) であるとすれば、行為者を共通とするが故に (*karṭṛsāmānyāt*) という *Sūtra* における因の表明が無意味であろう。〔答〕 (*codanā* に基づくという) 可能性に対してのみこの (*Sūtra* の *karṭṛsāmānyāt* という) 因はあり (*codanā* に基づくことを) 確定せしめるものではない、ということを示すべく、マヌ等の知が *codanā* に基づく可能性を (*Kumārila* は) 説いている」と。 *nanu codanā-kalpane dr̥ṣṭānugūṇyasādhyatvasya hetutve karṭṛsāmānyād iti sautraṃ hetvabhīdhanam anarthakaṃ syādityāśaṅkya sambhāvanāmātre 'sau heturna nirṇāyaka iti sūcayituṃ manvādināṃ vijñānasya codanāmūlatvasambhāvanāmāha. NS, p. 122, ll. 18-21, Cf. karṭṛsāmānyam tu codanāmūlatvasambhāvanahetutvena vyākhyātam, NS, p. 124 ll. 20-21; TNV, 41. 44.*

34 さらに *Veda* の(権威を認める)可能性がありえない夷狄 (*Mleccha*) にとって感官を超えた対象についての記憶があるが、それらの記憶に対して根拠を想定する場合に *codanā* は可能性のある位置に到達されない¹⁾。それ故虚偽の因となった(誤謬・欺瞞等)四つのものが残るから量ではない。さらに *codanā* が可能とされ、他の根拠が否定された場合、無根拠ということはありえないから (*Smṛti* は) *codanā* に基づくことが残余法で

完成した。

1) Mleccha の Smṛti を遵守する人は Veda の規定を実行する人ではない、即ち Mleccha にとっては Smṛti の規定と Veda の規定の実行者としての共通性がない、という点で codanā に基づく可能性がない。Sūtra の kartṛsāmānyāt という句は Ārya の Smṛti と Mleccha の Smṛti の根本的な相違を示している、と解せられる。(Cf. nanvevamapyanaenaiva hetunā codanāmūlanirṇaye sid-dhe kimasādhakena sambhāvanāmātrahetunētyāśaṅkya mlecchasmṛtīvaiṣa-myapradarśanārthaḥ sambhāvanāhetūpanyāsa iti sūcayitum mlecchār-yasmṛtiyorvaiṣamyamāha. NS, p. 122, ll. 23-25)

(想定量によって Smṛti の根拠として想定さるべきものは Veda の教令 (codanā) であることがこのようにして論証された。しかしその想定さるべき codanā は実際には認得されないものであるから、そこでこの問題に関連して次の考察されるのは、なぜその codanā は認得されないのか、という問題である。Kumārila のこの問題についての見解は、Smṛti の基づいた codanā は既に失われたにせよ現存するにせよ今日では見出せないが Smṛti の作者達には直接知ることが可能であった、という点にある。35で異説を掲げ36で反駁する。)

35 しかし codanā が認得されないのはなぜか、という問題がある。

それについてある人々は説く。それらは常に推量されるべきものであり決して明言されない。(Mantra の) 証相等によって推量される (codanā の) ように¹⁾。反論して、なぜ明言されないものが根拠として妥当とされるのか、と言われるならば (吾々には) その欠陥はない。なぜなら Veda のテキストが不断であるように連続的な記憶に基づいて (明言されない Śruti が Smṛti の根拠として妥当とされるという) そのことが成就されるからである。すなわち Veda のテキストが伝承されてきたがゆえに断絶されていないものとして存在性を得ているように、(Smṛti の場合にはマヌ等による Aṣṭakā 等の) 宣告によって常に推量さるべき Śruti の伝承の絶えないことが完成する²⁾。

1) たとえば “barhir devasadanam dāmi” という Mantra から “anena

mantreṇa kuśa-lavanam kartavyam” という Vidhi が推量される。Cf. 北川博士「Arthasaṃgraha 和訳解説Ⅲ」p. 2

2) この見解は Prabhākara 派の採用している説である。Prabhākara 派の Śālikhanātha Mīśra によれば、Smṛti の根拠となる Veda の文章は常に推量さるべきものであり、マヌ等もそれを直接認得したものではない、という。また Smṛti の根拠となる Veda の文章は比量によって得られるとなし、その比量を成立たしめる証相 (liṅga) は無始なる Smṛti 伝承の断絶することなき連続性 (smṛtiparamparā) である。Cf. *Prakarāṇa Pañcīkā* (Benares Hindu University Darśana Series No. 4), pp. 249-251; *Tantrarāhasya* (G. O. S. No. 24), Introduction (by K. S. Ramaswami Sastri) p. 58; G. Jhā, *Pūrvamīmāṃsā in its Sources*, p. 193.

36 それは正しくない。なぜなら盲人の連続の道理によるからである¹⁾。すなわち全く明言されない codanā の存在性はより得難いものである。なぜならすべての人々にとって現量等の余地がないからである。同様に、Smṛti にとってもそれ (Smṛti の根拠となる codanā) は石女の娘の子に等しい。それに対して (Mantra の) 証相等は常住であるから、明言されない Śruti を推量する原因として常住であり (Veda が codanā の存在を示す常住な能力を有すること) 矛盾しない。(他方 Smṛti は常住であることは証明されていないから、Smṛti によって常住なる明言されない Śruti を推量することはできない。)

それ故に失われた Śruti を (Smṛti の根拠として) 推量の方がよい²⁾。また (Śruti が) 失われぬ、ということはない。なぜなら (Veda 学習者の) 怠慢・懶惰等によって、また (Veda を教示する人の) 死によって (学習の) 対象 (たる Veda のテキスト) が少なくなることが実際にあるからである。その場合いかなるもの (たとえば Mleccha の Smṛti) でも量に到達することはない³⁾。なぜなら Śruti の推量の三階級に属する文人の確固とした記憶から生ずる想定量 (anyathānupapatti) によって得られるのであるから。

1) Śabara が Pūrvapakṣa Bhāṣya で否定している見解が Prabhākara 派によって採用されていることは、Prabhāra 派は Jaimini-Śabara-Kumārila と続くミーマーンサー学派とは異なったミーマーンサーの学流を受継いでいるという K. S. Ramaswami Sastri の仮説を支持する一例とすることができる。因みに Sastri は Prabhākara 派と Bhāṭṭa 派の学流を次のように示している。(Tantrarahasya, Introduction p. 25 による。)

Prabhākara 派	Bhāṭṭa 派
1. Bādari (紀元前4世紀頃)	1. Jaimini (紀元前4世紀頃)
2. Bodhāyana (紀元前3世紀頃)	2. Upavarṣa (紀元前3世紀頃)
3. Bhavadāsa (2世紀頃)	3. Śabarāsvāmin (2世紀頃)
4. Bhartṛmitra (7世紀頃)	4. Kumārilaḥṭṭa (7世紀頃)
5. Prabhākara (8世紀頃)	5. Maṇḍanamīśra (8世紀頃)
6. Śāliklanātha (9世紀頃)	6. Vācaspatimīśra (9世紀頃)
7. Bhavanātha (10世紀頃)	7. Pārthasārathimīśra (10世紀頃)

2) Skt. tena varam pralīnaśrutyanumānameva.

NS は varam 「より良い」という語を釈して「(Śruti の) 常任性を破壊することになるから完全に満足という訳ではないから varam と述べられている。」(nityatvavyāghātāpatteratrāpyaparitoṣasūcanārthaṃ varamityuktam) と述べている。37は atha vā で導入されているが NS は37の方を Kumārila の自説と解釈する。

3) この主張は Pūrvapakṣa 11, 23 の論破である。

37 あるいは (Smṛti は) 現存する Veda の学派に存在する Śruti に基づくものに他ならない。なぜ(実際には) 認得されないのか、と問われるならば答える。

(イ) Veda の諸学派が(地理的に) 分散しているから、(ロ) (Veda を学習する) 人々の怠慢があるから、(ハ) (Smṛti の根拠となる Śruti が) 種々の文脈に存するから Smṛti の根拠(となる Śruti) が見られない³⁾。

1) NS はこの詩を次のように説明している。(原文のみを示す) “nānādeśapāṭhyamānānām śākhānām pramādādibhiḥ (pramādibhiḥ と NS のテキストにあるが訂正する) puruṣaistaddeśāgamanācchrotumaśaktestadgataśrutya-

nupalabdhisambhavaḥ ekaśākhāgatānāmapi śrūtinām nānāprakaraṇas-
thānām tattatkarṭṛdharmaṭvabādhena puruṣadharmatvasya pramādādibhir
(pramādibhir とあるを訂正) nirṇetumaśakteḥ smṛtimūlatvanirūpaṇānu-
palabdhisambhava ityārthaḥ” (NS, p. 123, ll. 19-23)

(このように Śruti 不認得の理由が説明された。さらに問題とされるのは、
Smṛti の根拠が codanā であるとすれば Veda そのものから抜萃されてなぜ法
典として編纂されなかったのか、という点である。)

38 しかし、なぜ Veda の文章そのものが (法典として) 集められなかつたのか、という問題がある。(それに対して答える。それはなぜかといえば Veda の) 口伝を損う畏れがあったからである。すなわち、特定の順序によって確定された「Veda が学ばるべし」という Śruti がある。また Śruti に基づく何らかの慣習はどこかの学派の Veda にある。しかしそこでもあるものは人を義務づけて規定されている。祭式の文脈中で規定されているものは、何らかの動機によって取り出され人の法となる。例えば(新・満月祭の文脈中の規定である)「汚れた布をまとった妻と語るべからず (malavadvāsasā saha na samvadet. *Taittiriya Saṃhitā* 2. 5. 1. 4)」、 「それ故にバラモンを威してはならない (tasmāna brāhmaṇāyāvagureṭ¹). *Taittiriya Saṃhitā* 2. 6. 10. 1)」等々である。その場合もし (マヌ等が) それらの文章だけを取り出して学習せしめるとすれば、(Veda の) 順序が変化するから Veda 学習規定との矛盾が生ずるであろう。またこの教説によって他の人々も Arthavāda を捨てて Vidhi のみ、あるいは行為に適切なもののみを学習することになるであろう。その場合には Veda の消失を伴うかもしれない。

また必ずしもマヌ等は一切学派の Veda の学習者であることはない。なぜならかれらは努力して他学派の学習者から意味のみを聴き自分の文章によって忘れないように (Smṛti を) 著したのであるから。

(次に Kumārila は、マヌ等の Smṛti 作者がいかなる Veda の文章に基づ

いたか、という点について次のように述べる。これは Pūrvapakṣa 24 の論破である。

39 (Smṛti の根拠たる Veda の) 特殊な文章は知られない(と Pūrvapakṣa で述べられたが、そのようなことはない¹⁾)。すなわち Smṛti は確固たるものであるから迷妄に基づくことはないように、Arthavāda に基づくこともない。なぜならかれら(Smṛti 作者達)は Vidhi と Arthavāda を弁別することはできるからである。その場合に、Smṛti は Vidhi より成るものであるから、本来のもの(たる Veda の Vidhi)に性質を等しくする(従って Smṛti は Vidhi にのみ基づく)という推量によって得られる余地がある時、Arthavāda に基づくという主張は根拠のないものである。

1) Skt. na ca vākyaviśeṣo jñāyate これはテキストが誤っているのではないであろうか。前後の文脈によって括弧内に補って読む。

40 また「全 Veda は法の根拠である」「すべては Veda の中に明らかにされている¹⁾」と自ら記憶者達は自己を縛って(Smṛti を)手渡した。それ故にこの教令に基づいてかれらの時代の行為者達は知性を働かして受け取ったのである。

それ故、Veda を介する(Smṛti の)量性が完成した。

1) Cf. 25 の注

(以上が不可見な効果を有する Smṛti の規定についての量性の説明。41—45 において Sūtra と Bhāṣya の語句の解釈をなした後、46以下で可見の効果を有する慣行についての量性の確立を Śabara を批判しつつ行なう。)

41 「行為者を共通にするから(kartṛsāmānyāt)」、(Smṛti は)独立に量であるとか、Veda に基づくものであることを比量によって確立せしめる人がいる¹⁾が、(Veda の規定を実行する人も行なう)慣行で利欲に従って行なう可見の効果をもつ(量とは認められない)行為があるから、(その見解は)

不確定である。また (Smṛti が独立に量であることになれば) Śruti に依存して量となる (=Siddhānta の主張) ことと、矛盾する。

それ故想定量 (arthāpatti) のみが、相離なき行動の後に (Śruti を) 認知するものであるから²⁾、この場合比量 (Sūtra の anumāna) として述べられている。

1) 35の注で述べたように Śālikhanātha は *Prakaraṇa Pañcikā* において Smṛti の根拠となる Veda の文章は Smṛtiparamparā が liṅga となって比量によって得られる、と主張している。しかしこの場合は、NS によれば Sūtra の kartṛsāmānya を liṅga として Smṛti の根拠たる Veda の文章を比量によって導こうとする見解であるから、Prabhākara の学流の見解とも異なっている。

2) Skt. arthāpattirevātrāvyaḥicārādūpacārātpāścānmānādanumānatvenōktā. Cf. yadi tu vilakṣaṇarūpā 'pi pāścānmānasāmyād (or pāścānmānād) anumānaśabdena vaktumīṣyate tadastu yathākāmamityāha *evam* iti (*Nyāyaratnākara*); evaṃ svabhāvā 'pyanumānaśabdaṃ labheta cedasti yathēpsitaṃ naḥ (Śloka-vārttika, Arthāpatti 章 verse 88 後半)

42 (*Bhāṣya* に言う) “asyā eva smṛterdraḍhimnaḥ (kāraṇamanumāsyāmahe)” と。(この文の “draḍhimnaḥ は二様に解釈できる。) *drḍhatvāt kāraṇānumānam* 「(Smṛti が) 固堅であるから原因の推量がある。」(と奪格に読むか), あるいは *drḍhatvasya* 「(Smṛti が) 堅固であることに対して (原因を推量する)」(属格にも読める)。

43 (*Bhāṣya* に言う) 「なぜなら人間はこの世で (そのようなことを経験することはできない)」と。残りなく潜在印象 (saṃskāra) を破壊する死によって (吾々の生は来世と) 分断されているから、行為とその果報との関係を精査することは不可能であるとして (Śābara によって) 述べられている。

44 (*Bhāṣya* に言う) 「Smṛti と Veda に属する行為は行為者を共通にするから三階級の人々にとって Veda との和合が妥当とされる」と。(この文は Smṛti が) codanā に基づくことが可能な位置に到達されることを目的とする。

45 (*Bhāṣya* に言う)「忘却もまたあり得る」と。なぜなら現今でも (*Veda* の) 意味の忘却¹⁾ とテキストの紛失が見られるからである。しかしそれらの諸々の Śruti が他の学派の *Veda* に存在する場合には、その時にもどの学派の *Veda* に何が述べられているのか、というこの点についての忘却がある。しかし、かれらは (*Smṛti* の) 量性の成就のために *Veda* に基づくもののみを考慮している。またその (*Smṛti* の基づく *Veda* のテキスト) 特殊な知識は重要ではないから気にさるべきものではない (と *Smṛti* 作者は考えてその基づいた *Veda* のテキストについての言及を省いたのである)。

1) Skt. arthasmarāṇa とあるが、arthavismarāṇa と読む。

(以下49まで Kumārila は Viśayavākya (b)~(e) についての Śābara の見解を批判する。)

46 「同様に確定された規律を有する (諸慣行は)」と (Śābara は可見の果をもつ *Smṛti* の規定について論を始める)。折にふれて生じた機会に規律づけられる「老人を若人は尊敬すべきである」等のことには「可見の効果をもつという理由からのみ量性がある」と (Śābara は述べている)。

そのことは正しくない。なぜなら、

47 この論題では法に対して *Smṛti* が量であることが宣述されているのであるから、(単なる可見の効果を有するのみである) 農耕等のようにそれら (可見の効果を有するのみのもの) が論議の対象とされるのは妥当ではない。

すなわち、ある限りの慣習一切の根拠がこの論題の下で量をもつものとされるのではない。なぜなら法の探求が (吾々の) 義務だからである。さらに、もし師に従うこと等が単に可見の事柄に過ぎないとすれば、農耕等のように法に対する量がないから (この論題の下で) 例引せらるべきではない。これらは (法に対して) 量ではないものとして例引されている、と主張されるかもしれないが、そうではない。そのような場合は「因が見られ

るから (hetudarśanāt JS I. 3. 4)」という (権威のない Smṛti について考察する) 箇所では例出さるべきものとなるであろう。それ故「優れた者に (劣った者は従いゆく)」という (Śruti の) 提示は無役なものである。

【(このように Kumārila は Śabara を批判しつつ Veda に規定される可見の効果をもつ行為も手段の制約を介して不可見力 (niyama-adṛṣṭa) を生ずる、という Kumārila 独自の説を展開する。Mantra の場合には、意味を表わすことによって祭式執行者に祭事に関わる事柄の想起を生ぜしめるという可見の効果をもたらすのみならず、その可見の効果を実現する手殺を Mantra のみに制約 (ni \bar{v} yam) することによって不可見力をも生ずる、というのが Kumārila の説であった (拙稿「Mantra と Niyama」哲学年報32)。以下この Mantra の場合と同様の理論が説かれる。)

48 また聖典なしに義務的に (師に従うこと等が) 達せられることはない。なぜなら友好的な言葉をかけること (sāmadāna) 等の他の手段によっても師は教えること等をなし得るからである。そこに制約儀軌 (niyamavidhi) の余地がある。(Veda, 世間の) あらゆる場合に、世間の名声¹⁾、(子弟の) 随行を得ること、自分を守ること、歡喜を生ずること等の可見の効果は Bhāṣya の作者によって述べられているように言うことができる。

(祭事の為に穀粒を) 打つこと (avaghāta), 雨を期待する供儀²⁾ 等の可見の効果をもつ行為が非 Veda 的な行為であることはない。それ故、たとえ可見の効果をもつ行為であっても Veda を根拠とすることは可能である。なぜなら (行為の手段を) 制約することから生ずる不可見力の成就是 (Veda 以外の) 他のものを根拠とすることはないからである。またそれ故に「師に従うこと」等は臨時の規定 (Naimittika) であるからそれを行なわない時には罪があり行なう時には (罪が) ない。また (弟子により従われた) 師は喜び (Veda を) 教示するであろう、というような可見のことが完成される。行為の制約からは障礙なき (Veda 学習の) 完成を目的とする新得力 (apūrva) の成就がある。

1) Skt. lokapaṅkti (=lokapaṅkti) Jhā 訳 “a King” はこれを lokapati と誤訳である。Cf. lokapaṅktirlokôpasamgrahaḥ, NS, p. 126, ll, 21-22.

2) Kāriri 祭, Kāmya-iṣṭi の一。

49 またこのような(師に従うことが可見・不可見いずれの果をも有する)場合に “ārādgrhyamāneṣu tathā syāt (puruṣārthatvāt). JS. VI. 2. 30” というこの(論題の)場合に、(師に従うことの)実行が一度のみかあるいは何度もか、という議論が妥当とされる。そう(可見・不可見のいずれの果をも有すること)でなければ、(喉が乾いた時に)水を飲む場合のように(師に従うことは)可見の効果をもつことを介してのみ確定されるであろう。

50 しかし *Bhāṣya* の作者によって「可見の効果をもつからこそ量性がある」と主張されているがその主張は *Pūrvapakṣa* の主張者を凌駕せんがためである(とも受取られる)。次のことが(主張しようとして)述べられたのである。まず不可見の果を目的とする(*Aṣṭakā* 等の)諸々の *Smṛti* を汝はどうかして量なきものとなし得るであろう、しかしこれらの師に従うこと等の対象はなぜ量でないものとなるであろうか(実際に可見の効果があるから量なきものと主張しえないではないか)、と。

51 旅人用の避難所 (*sabhā*), 水飲み場 (*prapā*) 等に対しては、たとえ特定の *Śruti* は想定されなくとも、他人を助ける(ことをすすめる) *Śruti* によって全体が摂せられるから量性がある。

(*Bhāṣya* に例出されている *Smṛti* の根拠となり得る *Veda* の文章についていえば)

1. “*tasmācchreyāṃsaṃ (pūrvam yantaṃ pāpiyānpāścādanveti)*” という文は、馬が驢馬によって従われるべきである場合に、確定されるようにより優れた人達(例, *guru*)に対する劣った者達による随行を示している。

2, (“dhanvanniva prapā asi” についていえば) 水の無い砂漠に作られた水飲み場が他人を助けるように、汝も (他人を助ける者である), という (Agni の) 神格を讃美する文章がある場合に, 事実完成されているように旅人用の水飲み場があり, またそれが他人のためになることが見られる。

3. ゴートラの標識である 髪房を整える行為の場合でも, 慣習の規律 (ācāranīyama) は不可見の果を目的とするものであるから, 決してそれだけの (可見の) ことだけが有意義な目的なのではない。なぜなら他の手段によってもゴートラは想起され得るからである。それ故 (この行為の) 意図は別のものである。祭式の従属行為 (āṅga) となっている Caturavatta, Pañcāvatta¹⁾ 等の区別を完成するために必ずゴートラは想起されねばならない。それ故にその行為はゴートラの標識のためではあっても, 髪房を整えることを規定する Smṛti には量性があるのである。それに対して, その (ゴートラ想起の手段を髪房のみに) 制約する (ことによって生ずる) 不可見力 (niyama-adṛṣṭa) は絶対に他のものを方法とするものではないから, (その Smṛtiの規定は) 人のためになることが完成するであろう。

それ故一切の Smṛti には有意義な目的をもつ量性の完成がある。

1) L. Renou, *Vocabulaire du Rituel Védique* の caturavatta, pañcāvādāna の項を見よ。

以上のように Smṛti 一般の量性は Veda に基づいて生じ, Veda に基づく以上可見の効果をもたらす行為でも niyama-adṛṣṭa を介して新得力 (apūrva) をもたらすものである, という Kumārila の Smṛti-prāmāṇya に関する考えが明らかにされた。

Kumārila の可見の効果をもたらす行為についてのこの niyama-adṛṣṭa の考えは Bhāṭṭa 派の Pārthasārathimīśra によって Guṇakarman (あるいは Samnipatyā-upakāraka) (=直接的従属行為) の可見の効果をもたらす行為一般に適用されている。奇妙なことに Kumārila は TNV (ad JS II. 1. 7-8) の āṅgakarman と dṛṣṭa/adṛṣṭa の関係を述べる箇所でのこの niyama-adṛṣṭa を述べていない。しかし上に見たように Kumārila は Guṇakarman に含まれる

avaghāta 等にも *niyama-adṛṣṭa* を認めているのであるから、Pārthasārathimīśra は Kumārila 説を正しく伝えていると考えられる*。

* 直接的従属行為と *niyama-adṛṣṭa* の関係については、G. Jhā, *Pūrvamīmāṃsā in its sources*, pp. 244-245 を参照のこと。

（聖伝章の第一論題の中心をなす聖伝一般の量性の有無を論ずる箇所迄を和訳した。次稿において第一論題の残りの部分の和訳，および第一論題のテキストを示す予定である。）

（本研究は昭和48年度文部省科学研究費による研究成果の一部である）